

- マイクロチップ制度をより円滑かつ効果的に運用していくため、以下の3点について、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（以下「規則」という。）の改正を検討する。

## 検討事項※1

### 1. 犬猫の販売時の説明義務にマイクロチップの変更登録等を追加

- 規則第8条の2（販売に際しての情報提供の方法等）第2項の改正

### 2. 犬の転出時における、狂犬病予防法特例制度参加市区町村※2への情報提供を規定

- 規則第21条の11（情報の提供）の改正

### 3. マイクロチップの脱落等における手続を規定

- 規則第21条の10（死亡等の届出）第2項及び様式28（死亡等の届出書）の改正

※1 これらに加えて、マイクロチップの手続に係る様式22～28に、申請・届出する者の氏名カナを追加する等、軽微な修正を行う。

※2 動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）第39条の7（狂犬病予防法の特例）における“求め”を行った市区町村のこと。

# 1. 犬猫の販売時の説明義務にマイクロチップの変更登録等を追加

- ペットショップ等の第一種動物取扱業者（販売）が犬猫を販売する際に、飼い主により確実にマイクロチップの変更登録の手続が行われるようにするため、販売時の18項目の説明義務に当該手続の方法等を追加する。

## 背景・課題

- 第一種動物取扱業者（販売）から飼い主に犬猫が販売された後に、飼い主による変更登録の手続が行われていない場合があることが確認されている。
- 第一種動物取扱業者（販売）は、マイクロチップの登録証明書を飼い主に渡し（法39条の5第9項）、マイクロチップの法制度を含め規制の内容を説明する義務（規則第8条の2第2項第10号）を負っている。しかしながら、説明がマイクロチップの規制の内容にとどまっている場合、飼い主は登録証明書をを用いた具体的な変更登録の手順を知らず、販売後の変更登録が行われぬおそれがある。
- したがって、より確実に変更登録の手続が行われるようにするため、飼い主が当該犬猫の登録証明書をを用いて変更登録を行う具体的な手順（方法）について、販売時に説明されることが必要である。

## 対応案

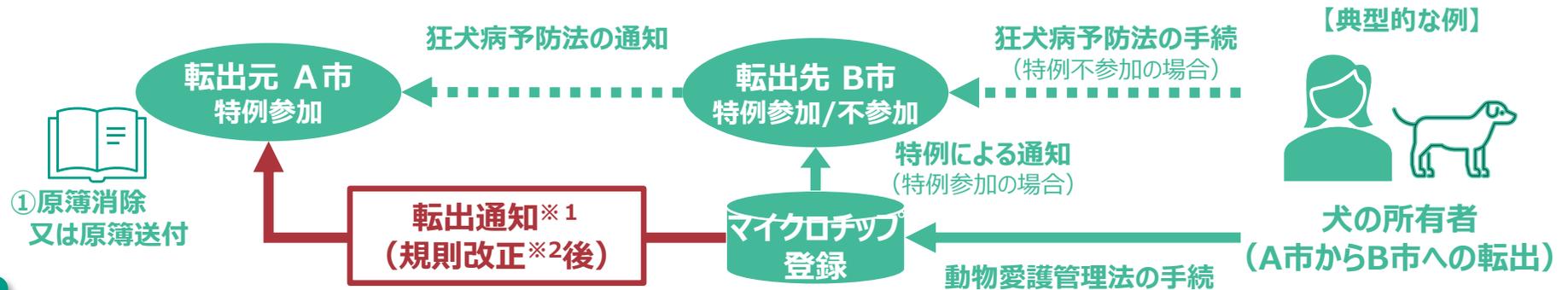
- 販売時の説明義務を規定する規則第8条の2（販売に際しての情報提供の方法等）第2項に次の内容を加える。
  - 当該犬猫へ交付されたマイクロチップの登録証明書の内容及びマイクロチップに係る変更登録の方法
- また、改正する規則の施行後一定期間が経過したのち、検証のため、販売された犬猫の飼い主へ、登録証明書の受領※や手順の説明の有無について、フォローアップ調査を行う。

## 2. 犬の転出時における、狂犬病予防法特例制度参加市区町村への情報提供を規定

- 狂犬病予防法の特例の求めを行った市区町村（以下「特例参加市区町村」という。）に基づく犬の原簿の情報をより正確なものとするため、特例参加市区町村から犬が転出し、マイクロチップの登録が行われた際に、当該市区町村に転出を知らせる通知（以下「転出通知」という。）を行う。

### 背景・課題

- 現行の制度では、市区町村から犬が転出した場合、当該市区町村は、転出先の市区町村からの狂犬病予防法に基づく通知によってのみ、当該犬の転出を把握することができる。
- 一方で、転出後に犬の所有者が動物愛護管理法に基づくマイクロチップの登録を行った場合に、転出元の特例参加市区町村に自動的に転出通知※<sup>1</sup>を行えば、当該市区町村は、より確実かつ容易に当該犬の転出を把握できる。これにより、転出通知を契機とした狂犬病予防法に基づく犬原簿の適切な取扱い（原簿の消除<sup>①</sup>を含む。）が可能となる。



### 対応案

- 特例参加市区町村が転出通知を受け取るため、規則第21条の11（情報の提供）に、次の内容を追加する。
  - 環境大臣は、特例参加市区町村に対し、狂犬病予防法の第4条（登録）に規定する事務の範囲内において、犬の登録に係る情報提供を行う※<sup>3</sup>

※1 電子メール等による既存の通知の仕組みを活用

※2 その他必要な手当を厚生労働省と検討

※3 登録システムの改修をあわせて検討

### 3. マイクロチップの脱落等における手続を規定

- マイクロチップが脱落したとき等に所有者が行う手続が定められていなかったため、脱落など特別の事情があるときには、死亡等の届出の手続を行えるように規定する。

#### 背景・課題

犬猫の所有者は、当該犬猫が死亡等した場合は、法第39条の8（死亡等の届出）に基づき届出を行うことが義務付けられている。現在、当該届出の事由は、以下2点に限られており、マイクロチップが脱落した場合等の特別な事情があるときに当該届出を使用することができない。

【規則第21条の10第1項（死亡等の届出）に定められている事由】

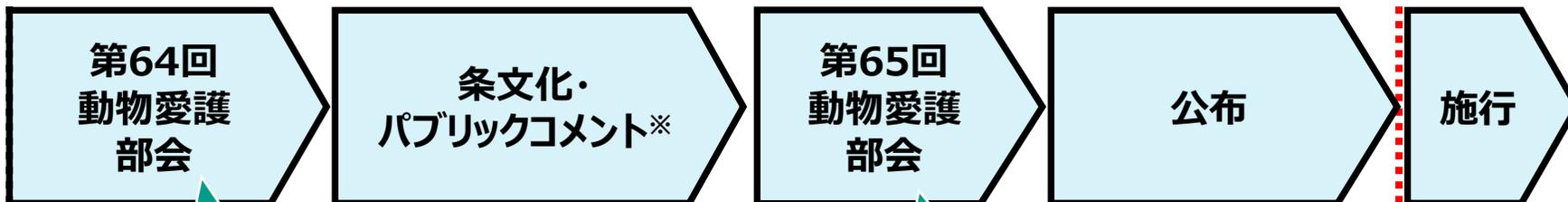
- 犬猫が死亡したとき
- 健康上の理由等により獣医師がマイクロチップを取り外したとき

#### 対応案

- 規則第21条の10第1項に定める事由として、次の内容を追加する。
  - マイクロチップが脱落した等特別の事情があるとき
- 加えて、死亡等の届出書（様式28）を改正し、上記事由を様式に追加する。

# 規則改正スケジュール（案）

改正  
手続



※ 改正概要をもとに条文化作業を行い、  
条文（案）をパブリックコメントにかける。

規則の改正概要の報告

規則の改正事項を報告

シス  
テム  
改修



★システム開発を行う上で実施すべき業務内容をあらかじめ  
想定し、文書化するプロセス

令和6年  
6月

～

9月

10月

11月

～

令和7年  
3月以降

## ○動物の愛護及び管理に関する法律 （販売に際しての情報提供の方法等）

**第21条の4** 第一種動物取扱業者のうち犬、猫その他の環境省令で定める動物の販売を業として営む者は、当該動物を販売する場合には、あらかじめ、当該動物を購入しようとする者（第一種動物取扱業者を除く。）に対し、その事業所において、当該販売に係る動物の現在の状態を直接見せるとともに、対面（対面によることが困難な場合として環境省令で定める場合には、対面に相当する方法として環境省令で定めるものを含む。）により書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を用いて当該動物の飼養又は保管の方法、生年月日、当該動物に係る繁殖を行った者の氏名その他の適正な飼養又は保管のために必要な情報として環境省令で定めるものを提供しなければならない。

### （登録等）

**第39条の5** 次の各号に掲げる者は、その所有する犬又は猫について、当該各号に定める日から30日を経過する日（その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあつては、その譲渡しの日）までに、環境大臣の登録を受けなければならない。

- 一 第39条の2第1項又は第2項の規定によりその所有する犬又は猫にマイクロチップを装着した者 当該マイクロチップを装着した日
- 二 マイクロチップが装着された犬又は猫であつて、この項の登録（以下この章において単に「登録」という。）を受けていないものを取得した犬猫等販売業者 当該犬又は猫を取得した日

2～8（略）

9 登録を受けた犬又は猫の譲渡しは、当該犬又は猫に係る登録証明書とともにしなければならない。

### （狂犬病予防法の特例）

**第39条の7** 環境大臣は、犬の所有者が当該犬を取得した日（生後90日以内の犬を取得した場合にあつては、生後90日を経過した日）から30日以内に登録又は変更登録を受けた場合において、当該犬の所在地を管轄する市町村長（特別区にあつては、区長。以下この条において同じ。）の求めがあるときは、環境省令で定めるところにより、当該市町村長に環境省令で定める事項を通知しなければならない。

2～7（略）

### （死亡等の届出）

**第39条の8** 登録を受けた犬又は猫の所有者は、当該犬又は猫が死亡したときその他の環境省令で定める場合に該当するときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

# 参照条文（2 / 2）

## ○動物の愛護及び管理に関する法律施行規則 （販売に際しての情報提供の方法等）

**第8条の2** 法第21条の4の環境省令で定める動物は、哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物とする。

**2** 法第21条の4の適正な飼養又は保管のために必要な情報として環境省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一～九（略）

十 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容

十一～十八（略）

## （死亡等の届出）

**第21条の10** 法第39条の8の環境省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 犬又は猫が死亡したとき。

二 第21条の6の犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがある場合に該当するものとして、獣医師がマイクロチップを取り外したとき。

**2～4**（略）

## （情報の提供）

**第21条の11** 環境大臣（指定登録機関が登録関係事務を行う場合にあっては、指定登録機関。以下この条において同じ。）は、都道府県知事に対し、法第23条第1項、法第24条第1項及び法第24条の2第1項に規定する事務の実施に必要な範囲内において、犬及び猫の登録に係る情報の提供を行うものとする。

**2** 環境大臣は、都道府県知事及び市町村長（特別区の区長を含む。）に対し、法第35条第4項及び同条第5項に規定する事務の実施に必要な範囲内において、犬及び猫の登録に係る情報の提供を行うものとする。

**3～4**（略）

## ○狂犬病予防法 （登録）

**第4条** 犬の所有者は、犬を取得した日（生後90日以内の犬を取得した場合にあっては、生後90日を経過した日）から30日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長（特別区にあっては、区長。以下同じ。）に犬の登録を申請しなければならない。ただし、この条の規定により登録を受けた犬については、この限りでない。

**2～6**（略）

## 【様式24】登録証明書

様式第24（第21条の7第3項関係）  
第 号

登録証明書

動物の愛護及び管理に関する法律  
をす。よってこの証明書を交付する。

環境大臣（指定登録機関）  
登録日： 年 月 日

第39条の5第1項の登録  
第39条の6第1項の変更登録

1 登録を受けた犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号	
2 暗証記号	
3 犬又は猫の別	<input type="checkbox"/> 犬 <input type="checkbox"/> 猫
4 犬又は猫の品種	
5 犬又は猫の毛色	
6 犬又は猫の生年月日	年 月 日
7 犬又は猫の性別	<input type="checkbox"/> 雄（オス） <input type="checkbox"/> 雌（メス）

備考 この証明書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

## 【様式28】死亡等の届出書

様式第28（第21条の10第2項関係）

年 月 日

環境大臣（指定登録機関） 殿

届出者 氏  
名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
住 所 千  
電話番号

死亡等の届出書

〔 犬又は猫が死亡した  
第21条の6の規定により、獣医師がマイクロチップを取り外した 〕ので、

動物の愛護及び管理に関する法律第39条の8第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号	
2 届出事由の発生日	年 月 日
3 狂犬病予防法施行規則第4条第1項に基づく犬の登録年度	年度
4 狂犬病予防法施行規則第4条第1項に基づく犬の登録番号	

備考 この届出書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。